

「北海道体育学研究」投稿規定

以下の投稿規定は、和文および欧文の両方に適用する。

1. 「北海道体育学研究」(以下、本誌とする)に投稿できるのは、原則として北海道体育学会会員とする。
2. 本誌へ投稿された論文は、別に定める「論文審査に関する申し合わせ」に従い、複数の審査委員によって審査され編集委員会によって掲載が決定される。
3. 論文の種類は、体育学に関する総説、原著論文、研究ノートおよび実践研究とする。投稿論文は、体育学研究領域の完結した未発表のものであり、他誌に投稿中でないものに限る。ただし、学会発表などの内容を充実させた論文、各種研究補助金の交付を受けた研究をまとめた論文は、投稿することができる。
4. 原稿は、ワードプロセッサで作成する。A4判横書きとし、全角40字20行(欧文および数値は半角)で、上下左右に約25mmの余白をとり、フォントの大きさは10.5ポイントとする。本文は現代かなづかいとし、外国語をかな書きする場合は、カタカナで表記する。
5. 原稿の規定ページ数は以下のとおりとし、規定ページ数の1.5倍を超えてはならない。原著論文、研究ノートおよび実践研究は表紙、英文抄録、本文、図表などを含み、31ページ以内、総説は同様に41ページ以内とする。
6. 原稿の1枚目は表紙とし、①原稿の種類、②和欧文の題目、③和欧文の著者名、④和欧文の所属機関、⑤和欧文の所在地名、⑥和欧文による3ないし5語のキーワード、⑦和欧文によるランニングタイトル(和文はおおよそ20字、欧文はおおよそ10語)、⑧論文審査を希望する分野、⑨著者連絡先(氏名、電子メールアドレス)を一括して記載する。2枚目には約300語の英文抄録、3枚目以下を本文とする。なお、英文抄録は論文の受理後の作成でも構わない。ただし、その場合、2枚目には日本語抄録をつける。
7. 原稿には表紙を第1ページとして通し番号をつけ、3枚目以降の本文には行番号をつけることが望ましい。また、原稿の図、表、写真は1ページに1つの記載とし、それぞれ通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図、表、写真の挿入箇所は、本文の右欄外にそれぞれ明記する。
8. 図、表、写真は大きさにかかわらず、1点あたり0.5ページとして計算する。図、表、写真の掲載に特別の費用を要した場合には、その費用を投稿者が負担する。図、表、写真は白黒を原則とし、カラーでの掲載に要する費用は投稿者が負担する。
9. 原著論文、研究ノートおよび実践研究は、刷り上がり8ページを超過した場合は、その費用は投稿者が負担する。総説の場合は、12ページとする。刷り上がり8ページと12ページに相当する原稿のおよその目安は、表紙、英文抄録、本文および図表などを含み、それぞれ、31ページと41ページである。
10. 本文中での文献の記載は、原則として著者・出版年方式(author-date method)とする。また、文献リストは、本文の最後に著者名のアルファベット順に一括する。なお、文献記載の詳細、引用および注記の仕方については、日本体育・スポーツ・健康学会HPの体育学研究にある『投稿の手引き(PDF)』(オンライン用)(<https://taiiku-gakkai.or.jp/wp-content/uploads/2021/07/toukounotebiki.pdf>)の「3. 本文 6) 引用」、「5. 文献表の作成」を参照すること。
11. 論文の作成に際して、被験者や被験動物の取り扱いについては、前述の投稿手引きにある「体育学研究の倫理について(覚書)」を参照し、人権擁護・動物愛護の立場から十分注意するとともに、実際に

配慮した点をできる限り論文中に明記する。

12. 公平な審査を期するため、謝辞および付記等は論文の受理後に書き加える。
13. 投稿論文は編集委員会が受付けた日を受付日、審査委員により掲載可との結果が編集委員会へ報告された日を受理日とする。
14. 論文の提出は、原則として3月末日までとする。提出先は北海道体育学会編集委員会 (editorial@hspehss.jp) 宛、電子メールにて投稿する。審査後、掲載が決定した場合は、著作権譲渡契約書と電子化された最終原稿を編集委員会へ提出する。
15. 本誌に掲載された論文の著作権の一切は、別に定める「北海道体育学会著作権規程」に従い、北海道体育学会に譲渡され、帰属するものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
16. 本誌への掲載料は、1万5千円(税抜)とする。なお、超過ページは5千円/ページ(税抜)とする。
17. 論文の別刷を希望する投稿者は、掲載の決定後に直接、必要部数を印刷所に連絡する。ただし、この場合の経費は投稿者の負担とする。
18. この規定は、総会の決議により改正することができる。

付 則 この規定は、平成27年5月23日から適用する。

付 則 この規定は、令和元年12月15日から適用する。

付 則 この規定は、令和3年12月5日から適用する。